

## ぎふ・すこやか健診 が始まります

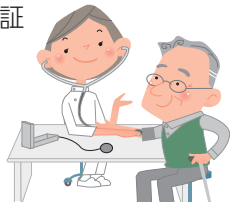
後期高齢者医療制度に加入する方を対象とした「ぎふ・すこやか健診」が10月から始まります。対象の方には9月下旬に受診券を送付します。この機会にぜひ受診しましょう。

**受診方法** 医療機関一覧表(受診券に同封)を確認の上、お出掛けください。

**受診期間** 10月2日(月)  
～平成30年1月31日(水)

**費用** 500円  
※受診当日に医療機関の窓口でお支払いください。

**持ち物** 受診券、保険証



☎ 市民課保険年金係 (内線130)

## 10月1日から 国保の保険証が新しくなります

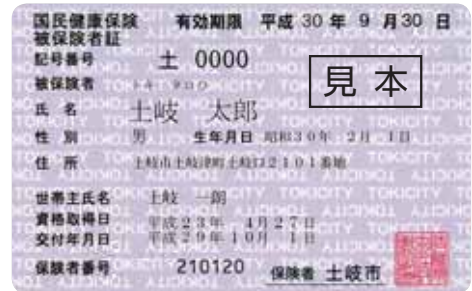
現在ご利用の国民健康保険被保険者証の有効期限は、平成29年9月30日(土)です。新しい保険証は、9月中に簡易書留で郵送します。不在の場合は配達されませんので、郵便局で受け取ってください。

### 【ご注意ください】

▷新しい保険証の氏名や生年月日などの内容を必ず確認し、間違いがありましたら、市民課保険年金係または最寄りの支所へ申し出てください。

▷10月1日以降に医療機関などを受診する際は、新しい保険証を窓口に表示してください。

▷古い保険証は10月1日からは使えませんが破棄してください。



☎ 市民課保険年金係 (内線132)

## 9月10日は「屋外広告物の日」です 屋外広告物のルールを守りましょう

屋外広告物とは、ビルの屋上にある広告塔や建物の壁にある壁面広告、電柱広告やのぼり旗などのことです。

### ■屋外広告物の掲出

屋外広告物を掲出するためには許可が必要です(自家広告物で10㎡以下など一部除外もあります)。また、手数料が必要です。

### ■定期的な点検を

他市でビルの看板が落下し、歩行者に重傷を負わせるという事故が発生しました。原因は看板を固定する部分の腐食によるものでした。自分の店舗などの看板が誰かを傷つけないためにも、屋外広告物の設置者(管理者)は定期的な点検を行い適正な管理に努めてください。

また、8月以降に許可期間が満了となった広告物は、許可期間更新申請時に有資格者による安全点検を実施し、自己点検報告書の提出が義務化されました。この点検により異常が認められ、改善されない場合は原則更新許可をすることができませんので注意してください。

### ■実態調査および除去に取り組んでいます

市では、無許可であったり著しく老朽化しているなどの屋外広告物を調査しています。また、信号機やガードレールなどの『禁止物件』に掲出されている「張り紙類」、「立て看板」などの違法物件の除去を行っています。禁止物件への掲出はしないようお願いします。

※屋外広告物に関する制度の詳細は、市ホームページから確認できます。

☎ 都市計画課 (内線315)

